

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

また、平成 27 年度からは、循環型社会形成の推進という観点に加え、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出し、支援の充実を図っているところである。

(1) 交付金予算の状況

現在、全国的に多くの施設が老朽化等により更新期を迎えており、大きな更新需要が発生しているが、令和 5 年度については、更新需要の平準化（施設整備開始時期の後ろ倒し等）に取り組んでいただいたこともあり、市区町村等の要望に対応できる財源は確保できたところである。

一方で、令和 6 年度から 10 年度までの間に施設の更新等を実施する予定の市区町村等が数多くあるため、現状、令和 6 年度以降の市区町村等の要望は、これまでにない規模で増加している状況となっている。

環境省としては、引き続き、市区町村等の要望に対応できる財源の確保に努めていくが、国の厳しい財政状況、現時点における令和 6 年度要望額などを踏まえれば、要望額に対応できる財源が確保できない事態が令和 6 年度に発生する可能性があると考えている。

そのため、これまでも様々な機会を捉えお願いをしてきたが、令和 6 年度以降の財政需要の平準化に資する取組（施設整備時期や期間の調整など）の実施を、改めて、強くお願いさせていただく。

なお、要望額に対応できる財源が確保できなかった場合には、既に連絡等させていただいているが、例えば、以下のような対応を行うことが必要になると考えているが、このような対応を行う事態が生じることがないよう、繰り返しのお願いとなるが、更新需要の平準化に向けた取組の実施を、ぜひ、お願いしたい。

- 過年度に不用が生じた案件については、不用額の一定割合を要望額から控除（不用の反映）
- 施設整備に関する計画支援事業の交付率の引下げ
- 跡地利用予定のない廃焼却施設の解体事業の採択を延期
※本年 5 月に現在の取扱いを変更
- 令和 7 年度以降に事業に着手する予定の施設整備事業の採択を 1 か年度ずつ先送り

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、循環型社会形成推進交付金等の交付要件に「プラスチ

ック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと」を追加したところ。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等を踏まえ、市区町村等においては、プラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を減らしていく努力を積極的に進めていただきたい。

また、市区町村等の御意見などを踏まえ、環境省HPに「一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル」、「会計検査 不当事項事案集」、「循環型社会形成推進交付金Q&A集 別紙（交付対象例）」を新たに掲載するとともに、会計検査院からの指摘内容等も踏まえ、「循環型社会形成推進交付金Q&A集」の改訂を行った。各自治体におかれては、これらの資料も参照の上、適切な予算執行に努めていただきたい。

なお、「プラスチック資源の分別収集及び再商品化」に加え、引き続き、「施設の広域化・集約化」、「PFI等の民間活用」、「一般廃棄物会計基準の導入」、「廃棄物処理の有料化」にも積極的に取り組んでいただきたい。

（３）廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、令和3年度から、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合に加え、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業については跡地利用要件を撤廃したところ。さらに、本年5月に「連続性」の要件を見直したところであり、各都道府県におかれては、本見直しも踏まえ、廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう指導願いたい。

また、地方財政法の改正により、平成26年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

（４）「決算検査報告」等における指摘への対応等

循環型社会形成推進交付金等の執行については、「決算検査報告」において類似の指摘を受ける状況が継続しており、このような事態の改善、適正な予算執行の確保が必要不可欠と環境省では考えている。

そのため、昨年、環境省HPに「会計検査 不当事項事案集」を新たに掲載するとともに、令和3年度決算検査報告における指摘内容については、別途、環境省から周知を図ったところであり、これらの資料も確認等していただきながら、引き続き、適正な予算執行に努めていただきたい。

（※）主な指摘は、「①交付対象外経費を含めて交付金等の額（交付申請額）

を算定していたこと」、「②諸経費率の算定を誤っていたこと」、「③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかったこと」の3点。

（５）施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることとの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度4月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

（６）施設の適正な維持管理・財産処分等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足している場合に、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

さらに、「廃棄物処理施設の財産処分について」（令和4年11月7日付け環循適発第2211073号一部改正、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）において、手続きの弾力化を図った。

また、平成26年9月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された熔融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなど是正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰熔融固化設備の財産処分）について」（平成22年3月19日付け環廃対発第

100319001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知)を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除いて適切に財産処分等の手続きを進めるべく、平成 27 年 4 月 28 日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について」（環廃対発第 1504281 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続きを進めるよう、周知及び御指導願いたい。

（７）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設分野では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかとといった指摘があった。

このため、環境省では、市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続を行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えているところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

また、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰があることから、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成 26 年 5 月 8 日付けで「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出した。

さらに、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。令和4年12月27日には、「（事務連絡）廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工を確保について」を発出しているので、参考とされたい。

＜参考資料＞

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（８）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成30年度に会計検査院から指摘を受け、平成31年2月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

（９）廃棄物処理施設の耐震・浸水対策

今般、地震及び近年多発する水害等の災害に対し、廃棄物処理施設の適切な耐震・浸水対策の確保に資することを目的として、令和4年11月に「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を策定した。本手引きについて、貴管内市町村等に対して御周知いただきたい。また、手引きの内容に関して、地方公共団体職員向け説明会の動画を掲載しているので、合わせて参考としていただきたい。

＜参考資料＞

「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」

4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

平成 30 年には、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画という廃棄物・資源循環政策に関する 2 つの計画が閣議決定された。環境基本計画においては、国連「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、目指すべき社会の姿として、農山漁村や都市といった各地域が地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成しつつ、不足する部分を相互に補完し、支え合う、「地域循環共生圏」(ローカル SDGs) の創造を提示している。この背景には、気候変動や災害の頻発等の環境面の課題、地域経済の疲弊等の経済の課題、人口減少・少子高齢化等の社会面の課題について、環境施策を通じてこれらの課題を統合的に解決し、地域の活性化につなげていくという考え方がある。

さらに令和 4 年には、中央環境審議会循環型社会部会の審議を経て、循環経済工程表を策定した。循環経済工程表では、2050 年カーボンニュートラルの達成も見据え、2030 年に向けた施策の方向性を、素材ごと、製品ごとに示しており、廃棄物処理システムなどの各分野における方向性を示している。

これを受け、令和 5 年に 2023 年度から 2027 年度の 5 年間の廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定める廃棄物処理施設整備計画の策定を予定している。廃棄物処理施設整備計画では、従来から取り組んでいる 3 R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化、地域循環共生圏の構築に向けた取組に加えて、重要な方向性として、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」および「2050 年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」を掲げている。具体的には、Renewable の取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築、再生材の供給等により、資源循環の取組を強化し、熱回収やメタン発酵等の取組により温室効果ガス排出量の削減に貢献することなどを新たに記載して、脱炭素化と資源循環の一体的推進に向けた記載を強化している。

地方公共団体においても、施設整備のタイミング等を捉えて、地域の特性に応じた温室効果ガス排出削減対策を進めていただく取組をお願いしたい。

また、一般廃棄物処理業は住民の生活に必要な公共性の高い事業であり、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、市町村がその処理責任を果たしていくことに加え、一般廃棄物処理業の担い手である委託業者・許可業者においても、環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画 (BCP) の策定等の取組が求められる。これらの取組に加え、地域を支える事業者として、地域循環共生圏・ローカル SDGs の構築や脱炭素に向けて、エコアクション 21 の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管内の廃棄物処理業者も含めた取り組みの推進を

お願いしたい。

（１）廃棄物分野における気候変動対策の重要性

我が国では、2020 年 10 月に第 203 回臨時国会の菅義偉内閣総理大臣所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されたこと、2021 年 4 月に第 45 回地球温暖化対策推進本部において、菅義偉内閣総理大臣は、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」と発言されたことなどを踏まえ、同年 6 月に第 3 回国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるとともに、同年 5 月には 2050 年カーボンニュートラルを法律で位置づける「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月には「地球温暖化対策計画」及び「第 6 次エネルギー基本計画」が策定され、2023 年 2 月には GX を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現するべく「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定された。

これまでも、環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3 R の推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、2021 年度は約 37.0 百万 t-CO₂（2013 年度比で約 5.7 の減少、前年度比で約 0.5%の減少）であった。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約 3 %を占めている。

さらに、2021 年 8 月には、中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表した。試算により、廃棄物処理施設で CCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留技術）を最大限実装できれば、廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では、2050 年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化のためには不十分であり、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組んでいく必要があることが明らかとなった。

これらを踏まえ、前述の廃棄物処理施設整備計画においても、脱炭素化と資源循環の一体的推進を目指した取組の方向性を示している。

今後、素材産業や製造業等の他分野の脱炭素化に向けた動きとの連携・調整を図りつつ、廃棄物処理における技術開発の進捗も踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減策に向けた検討の深化・精緻化を進めていく。

各地方公共団体においても、これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進をお願いしたい。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月閣議決定予定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2022 年度までの 5 年間の平均見込みである 20%から、2027 年度までの 5 年間の平均で 22%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率 1/2 とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれては、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれては活用願いたい。
- ・ 地域脱炭素ロードマップでは、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指すこととしている。また、地球温暖化対策計画では、地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載すべき具体的な取組として、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、率先的な取組が挙げられている。

これらに鑑み、廃棄物処理施設等においても、積極的な取組を検討・実施

いただきたい。

＜参考資料＞

廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)

https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-38b/mat01_1.pdf

（２）エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靱化も合わせることで、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の脱炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物処理施設から生じた熱や電力を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物処理施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行う。また、民間団体を対象として廃棄物処理施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備への補助を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

我が国の地域循環共生圏の構築促進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

・ 廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対しての補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

・ 廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等に供給し、EV 収集車・船舶に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用する EV 収集車・船舶の導入費用に対して一部を補助する。

- ・廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物処理施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物処理施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を脱炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物処理施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

- ・廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）

廃棄物処理施設から生じた熱や発電した電力を地域において有効活用するために、熱・電力利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査に要する費用に対して定額補助する。

② 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省 CO2 に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

また、廃棄物処理システム全体の省 CO2 化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

③ デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業

デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、収集運搬と中間処理の効率化を実現し、更なる CO2 排出削減を図るため、ICT を活用したごみ収集車が自動運転により作業員を追尾する実証を行うとともに、収集運搬と中間処理を ICT の活用により連携さ

せ、廃棄物エネルギーを効率的に回収するための実証を行う。

④ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

令和4年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進方策検討委託業務報告書

<https://www.env.go.jp/recycle/report/r5-8/index.html>

令和3年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進方策検討委託業務報告書

<https://www.env.go.jp/content/000039867.pdf>

令和2年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進方策検討調査及び実現可能性調査委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-08/co2.html>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

(3) 廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成22年12月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む2020年度における数値目標等が定められたところであるが、策定後5年経過したことを踏まえ内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が平成28年9月16日に閣議決定された。（例えば、2025年度における紙の利用率：85%、食品廃棄物の利用率：40%等）。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成25年6月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のためのWebコンテンツを整備するとともに、平成29年3月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を取りまとめている。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

＜参考資料＞

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/roadmap.html>

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いただきたい。

（４）地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）が策定されており、平成 24 年 2 月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成 24 年 3 月）を参照されたい。

＜参考資料＞

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

（５）再生可能エネルギーの固定価格買取制度

令和 4 年 4 月 1 日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

関する特別措置法が改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となった。市場連動型の導入支援として、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格で買い取る制度（FIT制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）が創設されている。

一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、2023年度においては、下記の通りとなる。

- ・FIT制度の新規認定を認める対象は、2,000kW未満かつ地域活用要件を満たすものに限定されている。

- ・2,000kW以上の施設については、FIP制度の対象である。

※なお、50kW以上2,000kW未満の設備についてはFITだけでなく、FIPを選択することも可能である。

<参考資料>

2023年度以降の買取価格等（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324004/20230324004.html>

（６）地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これら気候変動に対応するためには、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を車の両輪として共に進めていくことが必要とされている。

こうした状況の中、平成30年には「気候変動適応法」が成立、施行され、本法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定された。本計画内において、廃棄物処理施設における適応策は、「平時からの備えとして、地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から、市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備や地域における地方公共団体及び関係機関間の連携・支援体制の構築を推進する」とされている中、環境省では、令和元年12月に、市町村等の廃棄物部局が廃棄物・リサイクル分野の気候変動の影響を把握し、適応策を検討する際の参考とすることを目的とした、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策が検討・実施されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライ

ンの公表及び説明会の開催について

<http://www.env.go.jp/press/107535.html>

(7) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス

一般廃棄物処理は地域の生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から必要不可欠な業務である。また、廃棄物処理施設については、地域の廃棄物処理や資源循環を担う根幹となるインフラであるものの、一般的には迷惑施設として認識されており、地域住民の理解と協力を得るため、これまでも市区町村等を中心として、地域の創意工夫による努力が行われているところである。

令和5年6月に閣議決定を予定している廃棄物処理施設整備計画では、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、廃棄物処理施設の特長をいかし、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要であるとしている。

環境省では、令和2年度にこのような取組を進めるために必要となるガイドンスと事例集を策定し、資料は環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tamentekikati/post_93.html

(8) バイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン

現在、化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制の観点から、化石資源由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）において、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用等を掲げている。そのための取組のうち、廃棄物処理の効率向上の観点等から地方公共団体での導入を技術的に支援し、地方公共団体でのごみ袋等へのバイオプラスチックの導入促進を目指し、令和4年3月に「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、バイオプラスチック等製ごみ袋導入が検討されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

令和5年度新規課題公募では「脱炭素化に資する地域特性に合わせた廃棄物分別・回収システム構築及びモデル化」、「地域特性を考慮した有機性廃棄物処理施設に係る普及啓発方策と脱炭素化に資する地域循環共生圏モデルの構築」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和6年度の新規課題の公募については、令和5年9月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

<参考資料>

環境研究総合推進費 公募情報

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

6. その他

(1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を

共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

(2) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定し、平成 29 年 10 月に公表した。

このガイダンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(3) 新型コロナウイルス対応について

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更された。

これに伴い環境省では、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和 5 年 5 月 1 日付け環循適発第 2305011 号、環循規発第 2305015 号、環循施発第 2305011 号、廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）を発出し、各種ガイドライン、通知及び事務連絡の取扱いについて整理した。同通知においては、各種ガイドラインの内容は廃棄物処理に係る各主体が感染症対策に取り組む上で有用であると考えられることから、今後も引き続き活用いただき、特に、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継

続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、災害への平時の備えとしても重要であるため、引き続き必要な取組を実施していただくよう周知をしている。

各都道府県においては、貴管内市区町村に対し、事業継続計画策定の重要性等を周知いただき、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、いかなる状況にも耐えうる廃棄物処理体制の構築に御協力いただきたい。

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて

<https://www.env.go.jp/content/000131275.pdf>

(4) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって一般廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物としては、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維がこれに該当する。これら専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日付け環整第43号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、市区町村の統括的処理責任の下、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためである。

ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には、当該許可が必要となる。また、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物以外の一般廃棄物も扱っている場合には、当該一般廃棄物の処理については許可を受けなければならない。個別具体の事例についての許可の要否については、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村において、一般廃棄物処理計画を踏まえて適切に判断されたい。

なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物については、「専ら再生利用の目

的となる廃棄物の取扱いについて」(令和5年2月3日付け環循適発第2302031号、環循規発第2302031号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」(令和5年4月10日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課事務連絡)を発出しているため、こちらも参照されたい。

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

ついては、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方をお願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

ついては、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらういわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図られたい。

(別添略)